

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	島根県
3. 市区町村名	江津市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.gotsu.lg.jp/soshiki/7/4951.html">http://www.city.gotsu.lg.jp/soshiki/7/4951.html</a>

執行機関名 江津市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	江津市乳幼児等医療費助成条例(昭和48年江津市条例第571号)による乳幼児等医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	7	
③ 番号法別表第2の項	9	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		江津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第2の項 江津市乳幼児等医療費助成条例(昭和48年江津市条例第571号)による乳幼児等医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法第2条、第3条	江津市乳幼児等医療費助成条例第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。 第3条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。	第1条 この条例は、乳幼児等の医療費を助成することにより、乳幼児等の疾病の早期発見及び早期治療を促進するとともに、子育てに伴う保護者の経済的負担の軽減を図り、もって乳幼児等の健全な育成及び安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進することを目的とする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		江津市乳幼児等医療費助成条例(昭和48年江津市条例第571号) 江津市乳幼児等医療費助成条例施行規則(昭和48年江津市規則第294号)